

議案第 6 1 号

大口町公共用物の管理に関する条例の一部改正について

大口町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日 提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、前回の改正からの地価下落を反映させた公共用物使用料の額に改正するため必要があるためである。

大口町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町公共用物の管理に関する条例（昭和49年大口町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

使用物件		単位	使用料
第1種電柱		1本1年につき	大口町道路占用料条例（平成3年大口町条例第1号）第3条第1項に定める額とする。
第2種電柱		1本1年につき	
第3種電柱		1本1年につき	
第1種電話柱		1本1年につき	
第2種電話柱		1本1年につき	
第3種電話柱		1本1年につき	
その他の柱類		1本1年につき	
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	
地下電線その他地下に設ける線類		長さ1メートル1年につき	
路上に設ける変圧器		1個1年につき	
地下に設ける変圧器		使用面積1平方メートル1年につき	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1年につき	
広告塔		表示面積1平方メートル1年につき	
その他のもの（道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物）		使用面積1平方メートル1年につき	
ガス管、水管、下水道管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	

	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき
	外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき
軌条類		使用面積1平方メートル1年につき
歩廊及び日覆類		使用面積1平方メートル1年につき
上空に設ける通路、その他これに類するもの		使用面積1平方メートル1年につき
地下に設ける通路、その他これに類するもの		使用面積1平方メートル1年につき
その他のもの(道路法第32条第1項第5号に掲げる施設)		使用面積1平方メートル1年につき
露店、商品置場	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートル1日につき
	その他のもの	使用面積1平方メートル1月につき
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき
	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき
標識類		1本1年につき
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき
	その他のもの	1本1月につき
幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき
	その他のもの	1基1月につき
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場		使用面積1平方メートル1月につき
仮設建築物、仮設店舗		使用面積1平方メートル1月につき

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 使用物件の長さ若しくは使用面積が1メートル若しくは1平方メートル未満であるとき、又はこれらの長さ若しくは面積に1メートル若しくは1平方メートル未満の端数があるときは、1メートル若しくは1平方メートルとして計算するものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日前に大口町公共用物の管理に関する条例（昭和49年大口町条例第7号）第4条の規定により許可を受け、公共用物を使用していた者が同日以後において引き続き同一の使用物件により当該公共用物を使用する場合の当該使用物件に係る平成23年度以後の各年度の使用料の額は、当該使用物件に係る平成22年度の使用料の額（当該使用物件に係る平成23年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間と当該使用物件に係る平成22年度の使用の期間が異なる場合にあっては、当該使用物件に係る平成23年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間を当該使用物件に係る平成22年度の使用の期間として改正前の大口町公共用物の管理に関する条例第7条及び別表の規定により算出した当該使用物件に係る使用料の額）に平成22年4月1日から平成23年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指標とする1.1のべき乗を乗じて得た額（以下「調整使用料額」という。）とする。ただし、調整使用料額が、改正後の大口町公共用物の管理に関する条例第7条及び別表の規定により算出した当該使用物件に係る使用料の額（以下「新使用料」という。）を上回る場合は、新使用料とする。

(新)

別表 (第7条関係)

使 用 物 件		単 位	使用料
第1種電柱		1本1年につき	大口町道路占用料条例(平成3年大口町条例第1号)第3条第1項に定める額とする。
第2種電柱		1本1年につき	
第3種電柱		1本1年につき	
第1種電話柱		1本1年につき	
第2種電話柱		1本1年につき	
第3種電話柱		1本1年につき	
その他の柱類		1本1年につき	
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	
地下電線その他地下に設ける線類		長さ1メートル1年につき	
路上に設ける変圧器		1個1年につき	
地下に設ける変圧器		使用面積1平方メートル1年につき	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1年につき	
広告塔		表示面積1平方メートル1年につき	
その他のもの(道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物)		使用面積1平方メートル1年につき	
ガス管、水管、下水道管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	

	外径が0.7メートル以上 1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき
	外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき
軌条類		使用面積1平方メートル1年につき
歩廊及び日覆類		使用面積1平方メートル1年につき
上空に設ける通路、その他これに類するもの		使用面積1平方メートル1年につき
地下に設ける通路、その他これに類するもの		使用面積1平方メートル1年につき
その他のもの(道路法第32条第1項第5号に掲げる施設)		使用面積1平方メートル1年につき
露店、商品置場	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートル1日につき
	その他のもの	使用面積1平方メートル1月につき
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき
	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき
標識類		1本1年につき
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき
	その他のもの	1本1月につき
幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき
	その他のもの	1基1月につき
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場		使用面積1平方メートル1月につき
仮設建築物、仮設店舗		使用面積1平方メートル1月につき

(旧)

別表 (第7条関係)

使 用 物 件		単 位	使用料
第1種電柱		1本1年につき	円 <u>1,100</u>
第2種電柱		1本1年につき	<u>1,700</u>
第3種電柱		1本1年につき	<u>2,300</u>
第1種電話柱		1本1年につき	<u>970</u>
第2種電話柱		1本1年につき	<u>1,600</u>
第3種電話柱		1本1年につき	<u>2,200</u>
その他の柱類		1本1年につき	<u>75</u>
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	<u>10</u>
地下電線その他地下に設ける線類		長さ1メートル1年につき	<u>5</u>
路上に設ける変圧器		1個1年につき	<u>730</u>
地下に設ける変圧器		使用面積1平方メートル1年につき	<u>500</u>
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	<u>1,500</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1年につき	<u>630</u>
広告塔		表示面積1平方メートル1年につき	<u>1,400</u>
その他のもの(道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物)		使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,500</u>
ガス管、水管、下水道管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>50</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>75</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>100</u>
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>200</u>
	外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>500</u>
	外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,000</u>

軌条類		使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,500</u>
歩廊及び日覆類		使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,500</u>
上空に設ける通路、その他これに類するもの		使用面積1平方メートル1年につき	<u>910</u>
地下に設ける通路、その他これに類するもの		使用面積1平方メートル1年につき	<u>460</u>
その他のもの(道路法第32条第1項第5号に掲げる施設)		使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,500</u>
露店、商品置場	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートル1日につき	<u>14</u>
	その他のもの	使用面積1平方メートル1月につき	<u>140</u>
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>140</u>
	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>1,400</u>
標識類		1本1年につき	<u>1,200</u>
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>14</u>
	その他のもの	1本1月につき	<u>140</u>
幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>14</u>
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>140</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>1,400</u>
	その他のもの	1基1月につき	<u>680</u>
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場		使用面積1平方メートル1月につき	<u>140</u>
仮設建築物、仮設店舗		使用面積1平方メートル1月につき	<u>150</u>

備考

（注）